

○公費支出による犯罪被害者等の支援に関する訓令

(令和5年8月8日沖縄県警察本部訓令第25号)

(目的)

第1条 この訓令は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第13条、第14条及び第15条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、各種費用の公費支出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この訓令において、「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(公費支出の対象費用)

第3条 この訓令において、公費支出の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 医療機関等における診療、検査、処置、診断書等に要する費用
- (2) 死体検案書、遺体搬送及び遺体修復に要する費用
- (3) 犯罪現場のハウスクリーニングに要する費用
- (4) 一時避難場所の確保に要する費用
- (5) 犯罪等に起因する精神的被害に係るカウンセリングに要する費用

(公費支出の要件及び手続)

第4条 公費支出の要件及びその手続に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年8月8日から施行する。